

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年3月31日

株式会社ライフクリエイト

代表取締役社長 有富 修

問合せ先: 管理部長 岩佐 栄俊

(093)383-8460

URL <https://lifecreate-kc.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社LCマネジメント	200,000	50.0
有富 修	199,800	49.9
株式会社アンサーホールディングス	200	0.05
計	400,000	100.00

支配株主名	有富 修
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社LCマネジメントは代表取締役有富修の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market Fukuoka PRO Market
決算期	12月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<p>該当事項はありません。</p>

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮地 繁彰	その他											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h. 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮地 繁彰	—	—	中小企業診断士の資格を有しており、専門分野における知見を活かして経営全般に対する助言やコーポレート・ガバナンスの強化にその経験を活かすことが期待できるため、社外取締役として適任であると判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	1名以上4名以内
監査役員数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて随時会合を開
--

催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阪本 志雄	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪本 志雄	—	該当事項はありません	弁護士資格を有しており、法務及び法律に関して豊富な経験から有益な助言により健全性が確保できるとし、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断選任したためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません。
-----------------	-------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため個別報酬の開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制については、主に毎月開催される取締役会の事前配布資料により情報を伝達しております。また、必要に応じて担当部署から個別に情報を共有することもあります。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(1)取締役会</p> <p>当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。取締役会は、法令又は定款に定める事項や当社の重要な業務執行を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。</p> <p>原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。</p>

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役と定期的に面談を行い、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施し、監査結果は代表取締役及び被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人及び監査役と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

(4) 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2024年12月期において監査を執行した公認会計士は新開 智之氏、外山 雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名その他3名であります。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員及びその補助者との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動から生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでおります。現状、当社コーポレート・ガバナンス体制では、社外取締役が客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行うことができ、また監査役、内部監査役及び会計監査人が相互連携を図ることで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会の実施時期は3月であるため、3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比べると、開催日が集中することは少ないものと考えております。またなるべく集中日を避けた開催となるよう留意したいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	これまで電磁的方法による議決権の行使実績はありません。今後の検討事項と認識しております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、株主招集通知の英文での提供は考えておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部長を責任者とし、管理部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク・コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規範に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。</p>
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<p>反社会的勢力の排除に関する基本方針は以下の通りです。</p>

(1)当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

(2)当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(3)当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

(4)当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

(5)当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

上記事項は反社会的勢力対応規程に明記しております。社内でのチェック体制として、新規で取引を開始する業者や新規採用者には、必ず反社チェックを日経テレコンの記事検索にて行なう体制と、新規で契約を締結する場合には、契約書に「反社条項」が入っているものを使用しています。

既存取引先等に対しては、年に1回(9月)に日経テレコンの記事検索にて反社チェックを行っております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

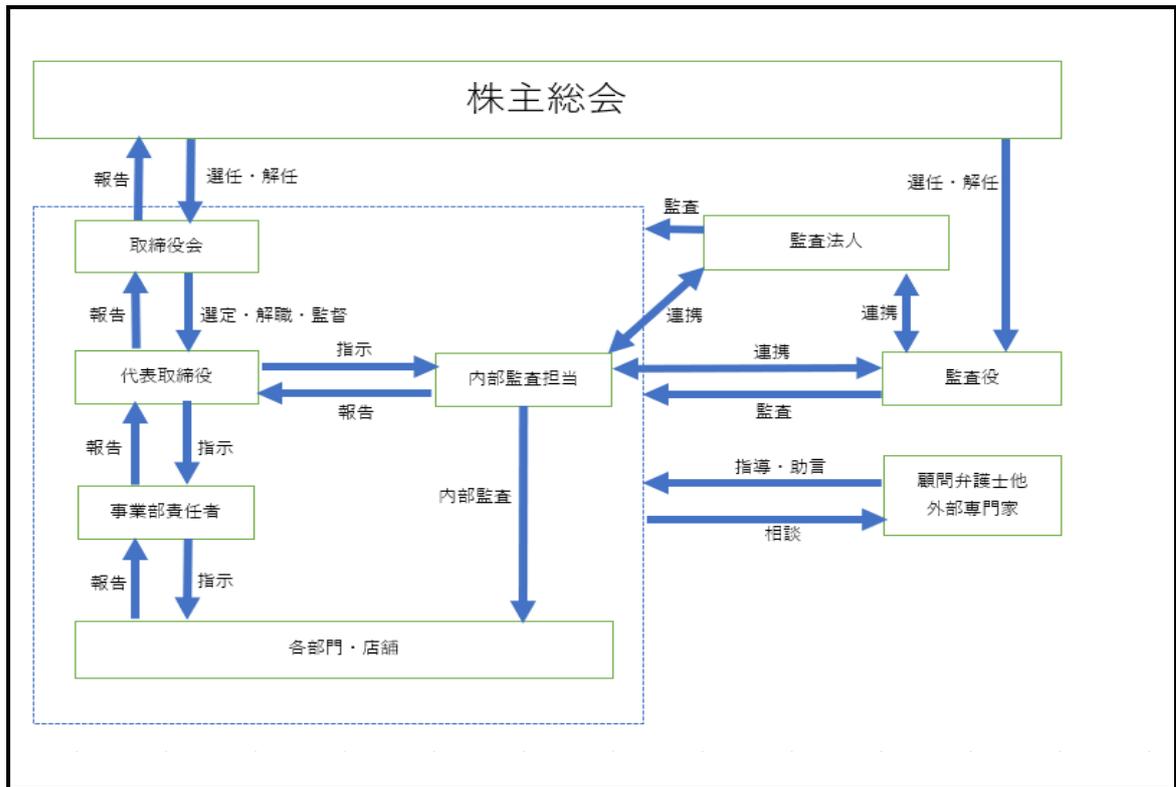
該当項目に関する補足説明

—

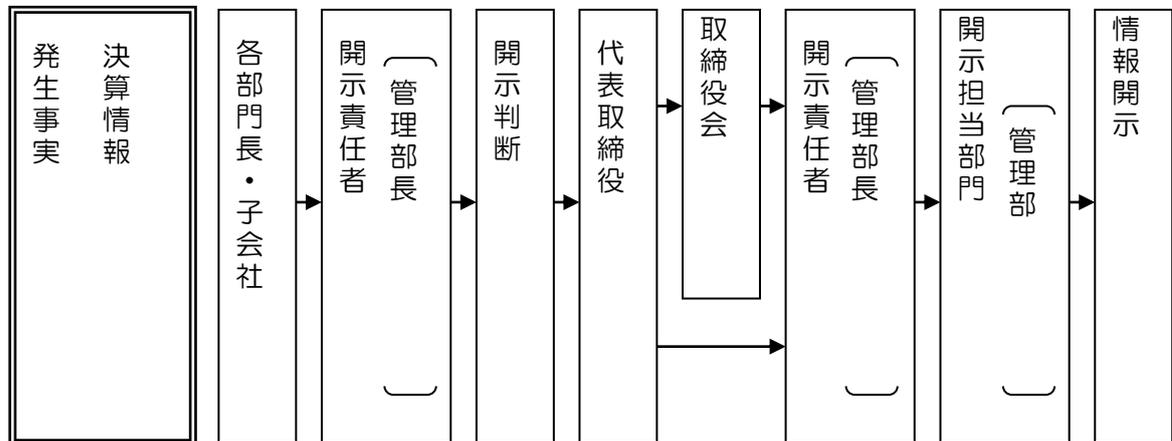
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上